

## 霧島ジオパーク推進連絡協議会規約

### (設置)

第1条 環霧島地域の美しい地質遺産を、地域住民、行政等が連携して保護・研究し、教育的活用やジオツーリズムの場として利用できる環境整備を行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的として、霧島ジオパーク推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環霧島地域における自然保護に関する事業
- (2) 環霧島地域における地質学的、生態学的調査研究に関する事業
- (3) 環霧島地域の有するジオパーク資産を利用した教育啓発及び観光に関する事業
- (4) 上記事業を達成するための地域連携や情報発信等に関する事業
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第3条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 会長は、入会しようとする者が協議会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できると認めるときは、入会を承認し、次の総会に報告するものとする。

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 役員は、総会において会員の互選により選出する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 5 監事は、協議会の会計及び会務を監査する。

### (役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行う。

- 3 欠員補充のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱し、次の総会に報告するものとする。

- 3 顧問は、協議会に対し必要に応じて助言を行う。

### (学術委員)

第7条 協議会に学術委員を置くことができる。

- 2 学術委員は、会長が委嘱し、次の総会に報告するものとする。

- 3 学術委員は、協議会に対し必要に応じて助言を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第9条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2 定例総会は、毎年1回、臨時総会は、必要に応じ開催する。

3 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 総会は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)がなければ開くことができない。

5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 規約の制定又は変更

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) その他幹事会において必要と認めた事項

(幹事会)

第10条 幹事会は、協議会の運営について具体的な検討を行い、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他会長において必要と認めた事項

2 幹事会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮りこれを定める。

(専門部会)

第11条 専門部会は、ジオパークの活動について、その必要性に応じ事業を計画し実施する。

2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 協議会の経費は、環霧島地域の市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年10月14日から施行する。

(会計年度)

2 第10条の規定は、平成21年度から適用する。

附 則

この規約は、平成22年10月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月11日から施行する。

附 則  
この規約は、令和3年5月31日から施行する。

附 則  
この規約は、令和4年4月28日から施行する。

附 則  
この規約は、令和5年5月11日から施行する。

## 別表

会 員	都城市長
	都城市議会議長
	高原町長
	高原町議会議長
	小林市長
	小林市議会議長
	えびの市長
	えびの市議会議長
	霧島市長
	霧島市議会議長
	曾於市長
	曾於市議会議長
	湧水町長
	湧水町議会議長
	宮崎県北諸県農林振興局長
	宮崎県西諸県農林振興局長
	鹿児島県始良・伊佐地域振興局長
	鹿児島県大隅地域振興局長
	霧島商工会議所会頭
	(公社)霧島市観光協会会長
	南九州ケーブルテレビネット(株)代表取締役
	霧島温泉旅館協会会長
	鹿児島県上野原縄文の森園長
	霧島市商工会会長
	霧島市特産品協会会長
	(一財)自然公園財団えびの支部・高千穂河原支部所長
	宮崎地質研究会会長
えびの市商工会会長	

	南国交通(株)空港自動車営業所長
	えびの市観光協会会長
	霧島市国際交流協会会長
	霧島市文化協会会長
	(一社)都城観光協会会長
	(一社)都城青年会議所理事長
	都城商工会議所会頭
	霧島ネイチャーガイドクラブ会長
	霧島ジオネット代表
	小林まちづくり株式会社代表取締役
	宮崎交通株式会社代表取締役
	小林商工会議所会頭
	高原町観光協会会長
	高原町商工会会長
	(一社)曾於市観光協会会長
	(公社)鹿児島県地質調査業協会理事長
	えびの青年会議所
	湧水町商工会会長
	(一社)霧島山麓湧水町観光協会代表理事
	環境省霧島錦江湾国立公園管理事務所長

## 参考

幹 事	構成市町の担当課長（7名）
	宮崎県北諸県農林振興局 総務課長
	宮崎県西諸県農林振興局 総務課長
	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 総務企画部総務企画課長
顧 問	鹿児島県大隅地域振興局 総務企画部総務企画課長
	鹿児島大学総合科学域総合教育学系総合教育機構共通教育センター 准教授 井村 隆介
	国土交通省宮崎河川国道事務所長
	九州森林管理局鹿児島森林管理署長
学 術 委 員	九州大学アジア埋蔵文化財研究センター学術研究者 栗畑 光博
	高原町教育委員会 大學 康宏